

共同海損精算用の貨幣

椎名 幾三郎

- 一、序
- 二、國旗主義
- 三、自主的財團主義
- 四、複數財團主義
- 五、金價貨幣主義
- 六、結論

—

歐洲大戰後に於て外國爲替相場の變動の激甚であつたこと及びなほ未だその餘波の繼續しつゝあることは周知の事實である。之が爲めに國を異にする債權者と債務者との間に種々の紛争を生じ

た。此處に論じやうとする問題も要するに外國爲替相場の激變が最近に至つて共同海損精算の上に惹起したる難問の一つに外ならない。而して之が解決の爲めに英佛諸國の裁判所は多數の判決を下してゐる。然し私はそれ等の是否を論評しやうとするのではない。此事は他日に譲り此小文に於てはたゞ海事關係者が如何なる特約を爲すことに依つて最も公平なる精算を行はしめ得るかを尋ね且つ昨年國際法協會が採用したる所謂ウキンナ規則に言及するのみである。

されば問題の所在は左の如くである。即ち共同海損たる費用が數ヶ國の貨幣にて支出され、そのうちのあるものゝ爲替相場は騰貴し或者是は安定し、其他のものは騰落常なしといふが如き場合に於て其支出者をして債權の満足を得しめ、且つ其分擔者に不満を惹起するが如きことなき共同海損の精算は可能であらうか。又荷受人の提供する海損供託金のうちには精算期間内に起る爲替相場の變動に影響されて其實質上の價值が増加するものもあるが、反對に減少するものもある場合に於て此等の供託金を如何に取扱ふことによつて最も公平なる共同海損の精算を作成し得るであらうか。問題は要するに之だけである。

此問題の解決策として今日までに提唱されたる主たる方法を以下順次に批評して見やう。

第一に我らの注意をひくものは國旗主義である。即ちすべて海事上の問題は船舶の所屬する國家の法律によつて決定すべく、従つて共同海損の精算にも其國家の貨幣を以てせんとするものである。此主義からして左の如き三つの大原則が引き出される。

イ、共同海損たる費用が如何なる國の貨幣で支拂はれたとしても、其支拂を爲したる日の爲替相場を以て之を船舶の屬する國の貨幣に換算する。

ロ、積荷の價額は船舶所屬國の貨幣にて算定し、之に對する供託金は其供託日の爲替相場を標準として船舶所屬國の貨幣にて受取る。

ハ、共同海損の精算は船舶所屬國の貨幣を以て作成され、分擔額は此貨幣を以て定められる。

此案には數多の長所がある。第一に精算を極めて簡單ならしめる。第二に最も多く共同海損たる立替金を支出する船主の國の貨幣を以て精算の基礎とし、従つて船主は其立替金を完全に回収し得るといふ意味に於て此精算方法は公平なるものである。

されど其缺點は船主國の貨幣の騰落の危険を荷主に負擔せしめることである。従つて荷主は貨幣

が騰貴する見込あり、又は安定せる國の船舶を忌避するの結果を招くであらう。第二の缺點と見るべきものは、自國の貨幣が下落するときは船主は此案によつて満足を得ない。例へばフランスの船主がフランを以て費用を支出し、數年後に於てフランがかりに三分の一に下落したとして其時に其支出したると同じ數額のフランを得て満足し得るであらうか。實に此案は不公平である。何故なれば他方に於て荷主は爲替相場の變動が無かつたならば支拂はねばならぬ自國貨幣の三分の一を支拂つて其債務を免れるが故である。

次に船主以外の者が共同海損たる費用を支出したる場合に何故に精算の基礎として船主の國の貨幣を採用すべきであるか、我らは之を解するに苦しむのである。

三

第二に我等は自主的財團主義を研究しやう。此の精算方法の基礎となるものは供託金の財團であつて、此財團へは船主も亦供託金を提出せねばならないのである。而して此財團は共同海損たる一切の費用を支拂ふ。もし餘剩あれば供託者へ返還すること勿論である。すべて外國爲替上の損失は此財團全部の負擔として取扱はれ、爲替上の利益は即ち此財團の利得となる。是れ自主的財團なる

名稱が此案に對して與へらるゝ所以である。

此案の長所は共同海損精算の利害關係者間の組合關係を精算終了まで維持することにある。又船主にも供託金を提出せしむるといふ點に於て公平である。

されど此方法には重大なる缺點がある。第一に現行の慣習に反して船主から供託金を取立つることとは可能ではあるまい。第二にかゝる自主的財團を創設しうる法律的基础を發見し得ない。かりに發見し得るとするも此案は公平の見地よりして批難さるゝ餘地がある。即ち例へば日本の船主は荷主の供託金がフラン及びベセタより成つてゐる場合に於て此等の貨幣の下落より生ずる損失をも分擔せねばならぬこととなる。又イギリスの荷主も同じことである。此種の損害は共同海損の如く共同の利益の爲めの行爲から起つたものではない。航海とも船舶とも積荷とも又海上の事故とも何等關係のない貨幣價值の變動から起つたのである。此損害を之と何等關係なき者にまで負擔せしめやうとするのは正當ではあるまい。更に第三の缺點がある。即ち貨幣の高價なる國の船主は低落の恐れある貨幣を有する國の荷受人を忌避し、又貨幣の安定せる國の荷受人も亦船主と同じ態度に出づるであらう。最後に此方法の難點と見るべきものは、此案は精算を極めて複雑にすることである。

四

現今最も廣く行はるゝものは複數財團主義である。此主義に依れば共同海損たる費用を支拂ふに用ひたる數國の貨幣に對して別に勘定を設けるのである。而してすべての負擔價額は航海終了地の貨幣にて決定し、かくて分擔者は各勘定(財團)について幾何を支拂ふべきかを知るのである。但し低落せる貨幣にて支拂ひたる費用は航海終了地の貨幣に換算する。

此制度に於ては共同海損精算から爲替相場の問題を全然除去した點に其長所を見る。即ち債權者をして其支出した數額の貨幣を受取らしめ、債務者をして其債務額を支拂はしむるだけであつて一見極めて公平である。

されど、共同海損費用の支出に用ひられた貨幣の爲替相場が精算中に於て下落したる場合に於て債權者は不利益を被るわけである。その反對に爲替相場が騰貴するときは債務者側に損失を來すことになる。又費用を支出するに用ひられた各種の貨幣に應じて精算が行はれるのであるから、債務者は其精算書を検査するに大なる苦痛を感ずる。その上數ヶ國の貨幣で費用が支出されてゐるときは債務者は其等數ヶ國の貨幣を購入して債務を辨濟せねばならぬといふ不便がある。又航海の終了

地と國を異にする港に於て陸揚された積荷の負擔價額は、航海終了地の貨幣に換算されねばならぬから時としては大いに爲替相場の影響を受け、共同海損當時に各利害關係者間に存したる關係を變更するに至るの欠點がある。

此方法に對する恐らく最も重要な批難は之に依つて供託金問題を解決し得ざることである。即ちかりに供託金がフランスのフラン及びスベエンのペセタにて支拂はれて共同海損たる費用が英貨で支拂はれ三年後に精算は終了したとする。此終了の際に供託金の價值が甚しく下落するとすれば債權者は債務者を求めて之に追加支拂を請求すること事實上不可能なるを以て、彼は莫大なる損失を被らねばならぬ。

五

金價貨幣主義に於ては共同海損精算の基礎として金塊と同じ、若くは殆ど同じき價值を有する貨幣を採用するのである。かゝる貨幣は紙幣が兌換さるゝ國又は金の輸出が自由なる國の貨幣でなければならぬ。此のシステムの下に於てはすべての共同海損費用も亦供託金も直ちに此の金價を有する貨幣に換算さるゝのである。現時、金價貨幣と稱される得べきものはアメリカのドル、イギリス

スのポンド及びオランダのフロランの三つに過ぎぬであらう。而して此等の貨幣殊にドルに對する各國貨幣の價值は何時にても何所にても容易に知り得らるゝの利便がある。又此システムに於ては數種の金價貨幣ある場合に於てはその何れを採用するも精算者の自由と認めるのであるが、若し其採用されたるものが下落するときは、精算者は直ちに之を他の金價貨幣に取換ふべきである。

此のシステムの長所をあぐれば左の如し。

イ、此方法は債權者をして其支出したるものと同じ數量の貨幣を得せしむるものではないが、其實質上の價值即ち購買力に於て其支拂ひたるものと受取るものとは同じである。又債務者側から見れば名目上は兎に角として其債務の額には實質上何等の増減がないと見て差支はない。

ロ、供託金の價值は安定するが故に共同海損債權の保證物たるの職分を完全に果たすのである。

ハ、精算に用ひらるゝものは唯一種の貨幣なるを以て、精算書は極めて明快なるものとなる。

右の如く金價貨幣主義は顯著なる長所を有するが故に、戦前すでにオーストリア・ロイド會社の採用を経たのである。大戦後、同會社を繼承したるトリエスト・ロイドは此のシステムを續行しなかつた。されど最近トリエスト海上保險委員會は戦前の慣習に復歸すべき旨を決議したとのことである。

勿論如何なるシステムと雖も完璧たるを得ない。以下金價貨幣主義に對する批難を検討しなければならぬ。

第一の批評は國家的見地より爲さるゝものである。論者は言ふ「外國貨幣を以て精算が行はるゝ爲め其決済に外國貨幣を購入せねばならぬ。かくして自國貨幣は益々下落するに至る。且つ自國の貨幣が精算中に下落すれば債務者は金價貨幣の買入れの爲め、それだけ多額の自國貨幣を要しそれだけ國家の不利益となる」と。之に對して金價貨幣主義者は左の如き辯駁を加へる。即ち共同海損より生ずる債權額は重大なものではない。又自國貨幣は必ずしも低落すべきものではない。又自國人は常に必ずしも債務者たるものではない。自國の船主や其積荷を犠牲に供せられたる自國の荷受人は債權者となるのである。従つて自國貨の低落は不利益をもたらさないと答へる。

第二の批難は經濟的見地より來る。即ち債務者は銀行を共同海損債務の保證人と爲さんと欲しても銀行は之を拒絶する。何故なれば債務額は當初より確定せざるが故である。又債務者の商業帳簿を複雑にする恐がある。何故なれば自國貨幣を以てする普通の取引に關する帳簿の外別に共同海損供託金に關して外國貨幣を以てする帳簿を用意せねばならぬ。されど金價貨幣主義者の言ふ所によれば多くの場合、供託金を最初に取立て且つ其金は金價貨幣に換算さるゝから銀行の保證は問題に

はならぬ。又二種の帳簿を用ふるは不便なりとの批難あれども、今日外國貿易商の多くはすでに數種の貨幣を以てする帳簿を使用してゐるのである。故に此等の批難は決して重大ではない。

第三の批難は法律の見地から來る。即ち自國の貨幣に強制通用力を與へたる各國の法律に違反するものと稱せられる。此種の法律によれば何人と雖も自國に於て流通する貨幣を以て其額面金額に従つて債務を辨濟し得るのである。而してフランスの如きに於ては債務の支拂は金價を以てするといふが如き約款は無効であるとの判決がある。されど金價貨幣主義者の意見によれば、もしかゝる約款が國際的權利關係を生じたる場合にのみ用ひらるゝとすれば、自國及び世界の利害を考慮して裁判所が此約款を無効なりと判決すべしとは信ぜられないのである。

六

以上記述したる所に依つて金價貨幣主義が最も優秀なるを認め得る。これ、千九百二十六年八月六日より同月十一日まで開催せられたる國際法協會のウキンナ大會が滿場一致を以て此システムを採用したる所以である。今千九百二十六年のウキンナ規則第二節を譯出すれば左の如し。

第五條 共同海損の精算が諸種の貨幣に關するときは金價貨幣を以て之を作成すべきものとす。

本節に於ては金價貨幣とは共同海損たる犠牲を爲し、又は費用を支出したる日以来金と同じ價值を維持したるものを謂ふ。

- (イ) 負擔價額は其決定せらるべき日の外國爲替相場に依つて算定せらるべきものとす。
- (ロ) 共同海損たる犠牲は其決定せらるべき日の外國爲替相場を以て之を算定すべきものとす。
- (ハ) 共同海損費用は海上運送者又は其支出者が現實の支拂を爲したる日の外國爲替相場に依つて算定せらるべきものとす。
- (ニ) 航海の途中賣却されたる積荷の賣上金又は識別不能の爲め賣却されたるもの、賣上金は、海上運送者又は荷主が之を受取りたる日の外國爲替相場を以て之を算定すべきものとす。
- (ホ) 供託金及び立替金は即時之を金價貨幣に換算すべきものとす。
- (ヘ) 共同海損精算の結果たる債權及び債務の額は他の貨幣を以て支拂はるべきときは現實の支拂の日及び場所の爲替相場に依つて決濟せらるべきものとす。

此規則は法律又は條約の草案に非ずして海上商事に關する契約の當事者が其契約に任意に加ふべきことかのヨーク・アントワープ規則と同一である。此規則は全世界の商業會議所及び海事關係團體の審議を經る爲め提出されんとしてゐる。而して既に昨年九月八日及び九日の二日間オランダの

シエーブンゲンに開かれたる國際運送保險同盟の大會は、ウキンナ規則を船荷證券及び備船契約書に挿入すべき旨を決議したのである。又本年六月ストックホルムに催さるべき國際商業會議所の大會も此規則を討究し其採否を決するはずである。

我國の立場として、此規則に對して如何なる態度を採るべきか、最後に残る問題である。大正十二年九月以降我國の貨幣の對外價值は甚しく低落し最近漸くにして金價に近づいたのであるが、金輸解禁は今尙不確定なるを以て當分はウキンナ規則に所謂金價貨幣たる地位に復歸する見込はない。さればとて我國の貨幣はヨーロッパの交戰諸國、就中フランス、ベルギー、イタリア等の貨幣の如く不安定ではなく又金價貨幣との距離も極めて小さなのである。されば、國際的共同海損の精算に於ては、我國の貨幣を使用しウキンナ規則の採用に反對すべしと考ふる者もあるであらう。然し乍ら此規則は單に計算の單位として金價貨幣の採用を命ずるのみであるから、計算上甚しき不便なき限りウキンナ規則を採用すべきである。のみならず、我國の貨幣のより大なる低落無きを何人か保證し得よう。又國際協同の見地よりするも果た又、正義公平の觀念より見るも此規則は當然採用せらるべきものであらう。

(附記) 論題が嶄新な爲め參考書として引用し得るものはないやうである。筆者はただ雜誌に掲載されたる論文又は報告參照

したるものである。其主なるもの左の如し。

Lloyd's Register and Shipping Gazette (31 dec. 1925 Supplement p. 6)

Revue de Droit Maritime : Suppléments No. 18 et No. 19 de Tome I. No. 8 et No. 13 de Tome III. Tome III de 1925. Tome II de 1926. Supplément No. 15 de Tome IV.

